

## 紛議調整申立書

2005年3月24日

宗教法人高野山真言宗

審査委員会 御中

〒648-0211 和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地

清浄心院内

申立人 山 岸 隆 信

(旧姓 佐々野隆信)

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目6番3号

第五大阪弁護士ビル5階

電 話 06-6365-7135

FAX 06-6365-1023

申立人代理人 弁護士 井 上 二 郎

同 弁護士 井 上 健 策

申立人は、宗教法人「高野山真言宗」規則第24条の4第1号（委員会の職務権限は、次のとおりとする。一 僧侶その他の関係人から申立てた紛議の裁定及び調整）に基づき、宗教法人高野山真言宗審査委員会に対し、次のとおり紛議の調整を申し立てる。

## 第1 申立の趣旨

宗教法人高野山真言宗が包括する宗教法人清浄心院（和歌山県伊都郡高野町大字高野山566番地）につき、申立人山岸隆信が同寺院の前住職山岸俊岳氏の次期住職に選定任命されるべく、宗教法人「高野山真言宗規則」、高野山真言宗宗規及び宗教法人清浄心院規則に則った適切な措置を求める。

## 第2 申立の理由

- 1 申立人山岸隆信は、高野山真言宗において、得度を了え、度牒を授与され、大僧都の僧階を付与された高野山真言宗の僧侶である。申立人は、清浄心院の前々住職山岸栄岳氏、前住職山岸俊岳氏を師僧とし、清浄心院の徒弟として修行を重ねてきた。
- 2 上記清浄心院において、2003年4月8日、前住職山岸俊岳氏が逝去した。

前住職山岸俊岳氏の逝去当時においては、清浄心院の弟子、親族、法類、清浄心院責任役員、檀信徒、山外寺院の共通認識として、前々住職及び前住職の弟子である申立人山岸隆信が清浄心院の住職に当然選任されるものとの認識を有していた。

- 3 しかるに、前住職山岸俊岳氏逝去から2年近くを経過しようとしている現在、高野山真言宗の寺籍簿には、（高野山）金剛三昧院住職久利康彰氏が清浄心院の兼務住職として登録されている。

しかし、上記の現状が、宗教法人「高野山真言宗」規則、高野山真言宗宗規及び宗教法人清浄心院規則に反し違法かつ無効であることは、以下のとおり明らかである。

- 4 まず第1に、

宗教法人「高野山真言宗」規則第27条2項は、

「住職は、当該寺院・教会の規則で定めるところにより、教師のうちから選定し、管長が任命する。」（以下、下線は申立人代理人）

と定めている。

そこで当該寺院である清浄心院の「宗教法人清浄心院規則」第7条第2項を見ると、

「この寺院の住職は、責任役員が、法類及び総代の意見を聞き、左に掲げる順位により高野山真言宗の教師のうちから選定し、管長が任命する。

一 この寺院の徒弟

二 縁故がある寺院の住職又は教師

三 その他の教師」 （下線は申立人代理人）

と住職に就く者の順位を明確に定めている。

宗教法人清浄心院規則第7条第2項が第1順位者として「この寺院の徒弟」と定めた趣旨は、師から弟子へと清浄心院での教えや作法・慣習等を正統に継承させることにあることは明らかである。

したがって、第2順位者である「縁故がある寺院の住職」は、第1順位者である正統継承者がいないという特別の事情がある場合に例外的に、清浄心院の住職を兼務することができるにすぎない（この点は、高野山真言宗宗規第125条1項が「特別の事由がある場合に限り、兼務住職を置くことができる。」としていることに符合する）。

そうすると、現在の清浄心院においては、第1順位者である寺院の徒弟山岸隆信が存在する以上、第2順位者である（当時）法類総代の金剛三昧院住職久利康彰氏が兼務住職としてであれ住職に就任することは、清浄心院規則に反し違法である。

なお、念のために付言すると、清浄心院規則第7条第2項が「法類及び総代の意見を聞き、」としている趣旨は、例えば第1順位者（「この寺院の徒弟」）にあたる住職適格者が複数存在する場合、あるいは第2順位者（縁故がある寺院の住職）にあたる兼務住職適任者が複数存在する場合に、同じ順位者の中で最も適任者を選定する上で法類及び総代の意見を聞く必要があることを規定したものである。すなわち、法類及び総代は、同じ順位者の中から最も適任者を選定する上では意見を述べることができるが、規則に定めた順位を跳び越えて住職を選定するような意見を述べることはできない。

清浄心院規則が「左に掲げる順位により」と明確に順位を定めている以上、法類及び総代の意見によっても、第1順位者（この寺院の徒弟）を跳び越して第2順位者（縁故がある寺院の住職）を清浄心院の住職に選定することは認められていないのである。

したがって、第1順位者である申立人山岸隆信が存在する清浄心院においては、第2順位にあたる（当時）法類総代の金剛三昧院住職久利康彰氏は住職に就任することはできない。

すなわち、清浄心院規則に違反した住職就任は違法かつ無効であるから、清浄心院においては前住職山岸俊岳氏逝去の後、適法かつ有効な住職選定は未だなされていない状態にある。

5 第2に、

高野山真言宗宗規第125条1項は、

「特別の事由がある場合に限り、兼務住職を置くことができる。」

と定めている。

同条項によれば、高野山真言宗が包括する寺院の「兼務住職」は、「特別の事情がある場合に限り」、まさに例外的に置くことができる職位である。清浄心院のごとく、前々住職及び前住職を師僧とする僧侶であって教師の資

格を有する徒弟（申立人山岸隆信）がいる寺院においては、兼務住職を置く「特別の事由」は全く存在しない。

したがって、久利康彰氏が清浄心院の兼務住職に就任することは、高野山真言宗宗規に反し、明らかに違法かつ無効である。

すなわち、高野山真言宗宗規に照らしてみても、前住職山岸俊岳氏逝去の後、適法かつ有効な住職選任は未だなされていない状態にある。

- 6 以上のとおりであるから、清浄心院において、現在、宗教法人「高野山真言宗」規則、高野山真言宗宗規及び宗教法人清浄心院規則に照らして適法かつ有効に就任した住職は存在しない。

しかるに、高野山真言宗の寺籍簿には久利康彰氏が清浄心院の兼務住職として登録され、また宗教法人登記簿にも久利康彰氏が清浄心院の代表役員として登記されている。

高野山真言宗及び清浄心院が宗教法人として自ら定めた規則類に真っ向から反する上記の違法状態は放置されるべきではない。

この違法状態は、「僧侶その他の関係人から申立てた紛議の裁定及び調整」（宗教法人「高野山真言宗」規則第24条の4第1号）を職務権限とし、「宗制の厳正を保ち、宗内の秩序を維持するために宗憲、規則、宗規、金剛峯寺寺法、寺務規定等の解釈・・・を審査し調整する」（高野山真言宗宗規第80条）ことを目的として設置された高野山真言宗審査委員会によって、適切かつ速やかに是正されるべきである。

- 7 よって、清浄心院につき、第1順位者である申立人山岸隆信が同寺院の前住職山岸俊岳の次期住職に選定任命されるべく、宗教法人「高野山真言宗規則」、高野山真言宗宗規及び宗教法人清浄心院規則に則った適切かつ速やかな是正措置を求めて、本申立に及ぶ次第である。

### 第3 その他の事情

- 1 申立人山岸隆信は、徒らに事を荒立てたり、高野山真言宗と対立したりすることを望んでいる訳では決してない。山岸隆信は、清浄心院の正統な興隆を真摯に願う僧侶である。清浄心院で受けた師の恩に報いるためには、同寺院の教えや作法・慣習等を正統に受け継がなければならない。そのために、住職の正統な継承を規定した高野山真言宗宗規類及び清浄心院規則に則って本件問題が正しく解決されるべきである旨主張しているものである。
- 2 申立人代理人らとしても、清浄心院の住職問題は、高野山真言宗内において、高野山真言宗宗規類及び清浄心院規則に則って自律的に解決されるべきだと考えている。敢えて世俗の司法の場に持ち込んだり、問題を広く世に問うたりすることはもとより本意ではない。

しかしながら、高野山真言宗及び清浄心院が自ら定めた規則・宗規類に真つ向から違反する状態が高野山真言宗宗内では何も是正されないという事態が生じた場合には、世界遺産登録までされている高名な高野山内においてなぜこのような違法がまかり通るのか、これを是正するために裁判その他の手段によって広く世に訴えざるを得ないと考えている。

以上